添付法令資料 3：

輸出を目的とする加工、組立て及び他の商品への据付のための物品及び原料の輸入に係る関税免除及び付加価値税不徴収又は付加価値税及び奢侈品販売税に関する 2018 年 12 月 17 日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.160/PMK.04/2018（目次）

公布の日から 60 日後に施行

第 1 章　総則（第 1 条）
第 2 章　範囲（第 2 条）
第 3 章　輸出目的輸入税免除措置の便宜の付与（第 3 条ないし第 8 条）
第 4 章　輸入及び／又は搬入、輸出目的輸入税免除措置の期間、保証、税関検査並びに加工、組立て及び／又は据付
　第 1 節　輸入及び搬入（第 9 条）
　第 2 節　輸出目的輸入税免除措置の期間（第 10 条）
　第 3 節　保証（第 11 条）
　第 4 節　税関検査（第 12 条及び第 13 条）
　第 5 節　物品及び原料の加工、組立て及び／又は据付（第 14 条ないし第 16 条）
第 5 章　輸出（第 17 条及び第 18 条）
第 6 章　特段の事由による関税及び課税義務の免除（第 19 条）
第 7 章　責任
　第 1 節　物品及び原料の清算（第 20 条ないし第 23 条）
　第 2 節　責任の報告（第 24 条ないし第 30 条）
　第 3 節　サンプル品に係る責任（第 31 条）
第 8 章　モニタリング、評価及び監査
　第 1 節　モニタリング及び評価（第 32 条）
　第 2 節　関税の監査（第 33 条）
第 9 章　停止及び取消し（第 34 条ないし第 36 条）
第 10 章　保税区業者又は保税区立地業者となる地位の変更（第 37 条）
第 11 章　生産物の再輸入（第 38 条ないし第 43 条）
第 12 章　雑則（第 44 条ないし第 50 条）
第 13 章　経過規定（第 51 条）
第 14 章　終則（第 52 条及び第 53 条）

弁護士法人 原法・栄賀法律事務所